

千葉県立保健医療大学独立行政法人日本学生支援機構奨学生推薦選考事務要領

第1 趣 旨

この要領は、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程（平成16年規程第16号）第7条の規定により、千葉県立保健医療大学独立行政法人日本学生支援機構奨学生として推薦するため必要な事項を定めるものとする。

第2 選考委員の構成

選考委員は、学生委員会を構成する各学科（リハビリテーション学科は各専攻）の教員の中から1名を選出し構成する。

第3 推薦基準

- 1 推薦に関する基準については、独立行政法人日本学生支援機構の定めるところによる。
- 2 本学における学業成績の評定平均値は、千葉県立保健医療大学履修規程第6条第2項に規定する成績評価を用いて、次の計算式により算出するものとする。

$$\text{※ 計算式 } (S \times 4 + A \times 3 + B \times 2) \div (S + A + B)$$

第4 選考委員の所管事項

選考委員の所管事項は、次のとおりとする。

- 1 面 接
 - (1) 出願者について面接を行い、適格性を判断する。
 - (2) 所得金額は証明書によって算定するが、必ずしも家計の実情や世帯の学資負担力を正しく反映しているとは限らないので、面接により学資負担力を補正する。
- 2 推薦順位の決定
推薦順位の決定に際しては、人物・健康・学力及び家計の各項目の総合判定によって適格者を選考する。
なお、学力と家計の関係は後者に重点を置くものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。